

## 基幹インフラの安定的な提供の確保に関する制度の概要

- ✓ 国民生活及び経済活動の基盤となっている「特定社会基盤役務」(基幹インフラ)の安定的な提供を確保することが重要であるところ、その用に供する重要設備は、役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがある。
- ✓ そのため、**国が一定の基準のもと、規制対象とする事業(特定社会基盤事業)・事業者(特定社会基盤事業者)を指定し**、指定された事業者が、**国により指定された重要設備(特定重要設備)の導入・維持管理等の委託をしようとする際には、事前に国に届出を行い、審査を受ける**制度を構築。
- ✓ 国は、**届け出られた計画書に係る特定重要設備が妨害行為の手段として使用されるおそれが大いだと認めるときは**、当該計画書を届け出た者に対し、妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で重要設備の導入等を行うこと等を**勧告(命令)**できる。

### 制度のスキーム



(1) **対象事業**…法律で次の14分野を外縁として規定。それぞれの分野について、必要な範囲に細分化し**政令**で絞り込む。

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道
6.貨物自動車運送	7.外航貨物	8.航空	9.空港	10.電気通信
11.放送	12.郵便	13.金融	14.クレジットカード	

(2) **対象事業者(特定社会基盤事業者)**…絞り込んだ事業ごとに、事業所管大臣が、**省令**で基準を作成し、該当する者を**告示**で指定。